神奈川県タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定実施要領

（目的）

第１条　この要領は、タイ保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下「告示」という。）に基づき、神奈川県（以下「県」という。）が行う農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和２年財務省・厚生労働省・農林水産省令第１号）第16条に基づく適合施設の認定、第19条に基づく定期的な確認等に関する手続き、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）第17条第６項の規定に基づく主務大臣への報告手続及び農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和２年４月１日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第３の２に定める適合施設の認定に関する手続に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）検査対象施設

告示附属文書１に規定されている対象青果物をタイ向けに輸出する県内の選果こん包施設（以下「施設」という。）をいう。

（２）認定

告示附属文書２に規定されている認定基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

（３）認定取得者

前号の規定により認定を取得した施設の責任者をいう。

（４）検査

認定基準を満たすか否かを判断するため、認定の申請があった施設において、告示附属文書３を用いて県が検査を行うことをいう。

（認定の申請）

第３条　認定を受けようとする検査対象施設の責任者（以下「申請者」という。）は、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定申請書（別記様式第１号、以下「認定申請書」という。）に必要書類を添付し、検査を希望する日の３週間前までに県環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に提出する。

２　申請、検査及び認定に要する経費は、神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第 ２号）別表の４環境農政局関係の表91の29に定められた額とする。

（検査の実施）

第４条　検査日は、農水産部長の指定する日とする。なお、検査は、選果こん包の実施期間中に限るものではない。

２　検査は、農水産部に所属する職員２名以上で行う。

３　検査員は、対象施設が認定基準を満たすか否かについて、告示附属文書３において定めるチェックリスト及び採点基準に基づき、施設の目視による現地確認、マニュアル等の書類確認、及び施設の責任者へのヒアリング等により検査を行う。

４　検査の結果、認定基準を満たしていないことが確認された場合には、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査日から１か月以内に実施し、初回の検査時に「良い」又は「普通」と判断された項目については、検査を省略できる。

５　農水産部長は、施設の責任者から求めがあった場合には、検査結果を施設の責任者に開示する。

（認定の通知及び認定の有効期間）

第５条　検査員から結果連絡を受けた農水産部長は、当該施設が告示附属文書２に定める認定基準を満たしていることが確認された場合には、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定通知書（別記様式第２号）にタイ向け生鮮野菜・果物の輸出に係る適合証明書（別記様式第３号、以下「証明書」という。）を添付の上、申請者に通知する。

２　認定の有効期間は、証明書の発行日から３年を経過した日までとする。

（証明書の原本証明）

第６条　タイの輸入業者に提出する証明書の原本証明（以下「原本証明」という。）の発行を希望する認定取得者は、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定証明書に係る原本証明発行申請書（別記様式第４号）を農水産部長に提出する。

（証明書の目的外使用の禁止）

第７条　認定取得者は、タイ向けの青果物輸出時に輸出業者に対し、その写しを提供する目的以外に、証明書及び原本証明を使用してはならない。

（認定取得者の内部点検状況の報告）

第８条　認定取得者は、毎年度施設の稼働終了後１か月以内に、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定内部点検調書（別記様式第５号）により内部点検を実施し、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定内部点検状況報告書（別記様式第６号）と併せて、内部点検を実施した日から起算して１か月を経過した日又は当該年度の翌年６月末日のいずれか早い期日までに農水産部長に報告する。

２　農水産部長は、前項の報告を踏まえ、検査の必要があると判断した場合には、施設に対する現地検査を実施するほか、必要な措置を講じるよう指示する。

（証明書記載事項の変更）

第９条　認定取得者は、証明書の有効期間内において、認定内容に変更が生じた場合には、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定証明書記載事項変更申請書（別記様式第７号、以下「証明書記載事項変更申請書」という。）により、認定を受けた農水産部長に遅滞なく報告する。

２　農水産部長は、証明書記載事項変更申請書を受理した場合は、必要に応じて再検査を実施の上、別記様式第２号及び別記様式第３号を使用して、証明書を再発行することができる。

なお、再発行する証明書の失効年月日は、当初発行の証明書の失効年月日と同日とし、証明書の再発行があった際には、認定取得者は、当初発行の証明書の原本を、農水産部長に遅滞なく返却する。

（認定の取消）

第10条　農水産部長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認定を取り消し、タイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定取消通知書（別記様式第８号、以下「認定取消通知書」という。）により当該認定取得者に通知する。

（１）認定取得者の取組が認定基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ、県による改善指導に従わない場合

（２）認定取得者の申請内容に虚偽が判明した場合

（３）認定取得者が証明書を不正に使用した場合

（４）その他、認定取得者が県産青果物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

（申請書類等の保存及び保存期間）

第11条　農水産部長は、認定に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認定通知書（認定取消通知書を含む。）の写し及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載したタイ向け青果物輸出に係る選果こん包施設認定一覧表（別記様式第９号）を作成し、保存する。

① 申請書類の受付年月日

② 施設の名称、所在地及び連絡先

③ 施設の運営者の氏名、住所及び連絡先

④ 証明書に記載された品目

⑤ 証明書に記載された認定施設番号

⑥ 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）

⑦ 検査者の所属及び職氏名

⑧ 検査結果点数（合計点）

⑨ 証明書の発行年月日

⑩ 証明書の失効年月日

⑪ その他特記事項（認定内容の変更、認定取消年月日及びその事由等）

２　農水産部長は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し５年間保存する。

（秘密保持義務等）

第12条　この要領に基づく認定業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

（苦情等への対応）

第13条　認定取得者は、輸出青果物等に係る一切の事項に対し責任を負うものとする。また、認定取得者は、この要領に基づく認定を取得した施設から出荷したタイ向け青果物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

２　認定取得者は、出荷したタイ向け青果物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

（その他）

第14条　この要領に定めるもののほか、認定の実施に係る必要な事項については、別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和３年７月７日から施行する。

附　則

　この要領は、令和４年４月１日から施行する。